

CONTENTS

- 2016年4月任用
客員研究員の募集のお知らせ ————— 1
2016年4月任用の客員研究員(非常勤)を募集いたします。
「共済・保険」「協同組合」関連の若手研究者のご応募をお待ちしております。
- 公募委託調査研究の報告概要 ————— 2~4
(2013年度採用) <社会連帯への架け橋>
● 自立的就労支援策としての福祉と交通の政策リンケージ
— アメリカ「福祉改革法」施行後15年の政策事例に
もとづく日本への示唆 —
代表研究者：大月市立大月短期大学准教授 埴 武郎
● 公的扶助の機能評価 ～ 東日本大震災被災地での
調査研究 ～
九州保健福祉大学社会福祉学部 助教 日田 剛
- 研究報告誌を刊行しました ————— 5
● 公募研究シリーズ④
東日本大震災以降の子育てネットワークの形成過程
— 子育ての「現在」を問い直す —
熊本大学教育学部 講師 増田 仁
● 調査分析シリーズ④
共済・保険に関する意識調査結果報告書
- 2015年度の国際連帯活動として中東・
アフリカ北部からの訪問団を受け入れました — 5
「若手労働組合指導者招聘事業」として、「中東・アフリカ
北部」チームへ講義を行いました。
- 雪害に対する備えは万全ですか?? ————— 6
<雪害時の対応について>
雪害時に、契約団体様にて、ご対応いただく流れについてご紹介。
- 相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介 — 6
団体向け相互扶助事業3商品を紹介しています。
- 第150回理事会(書面)・第49回臨時評議員会(書面)報告 — 7
理事会・臨時評議員会を開催しました。
- 全労済協会「Monthly Note(全労済協会だより)」
メールマガジンのご案内 ————— 7
- 自然災害被災者支援促進連絡会・幹事会 開催報告 — 8
2015年12月18日(金)に2015年度の連絡会を開催しました。
- 自然災害から国民を守る国会議員の会 総会報告 — 8
2016年1月19日(火)に自然災害議連総会が開催されました。
- 全労済協会からのお知らせ ————— 8
● 当面のスケジュール

2016年4月任用 客員研究員の募集のお知らせ

全労済協会の客員研究員制度(非常勤)は、「共済・保険」「協同組合」に関連する分野の研究に従事する将来有望な若手研究者に研究機会を提供することにより、調査研究の推進ならびに研究人材の育成支援を行っています。

このたび、2016年4月任用の客員研究員(非常勤)を募集いたします。

募集期間(応募書類受付期間)は、2016年2月1日(月)～2月29日(月)(当協会必着)です。

3月に書類審査による一次選考と、面接による二次選考を実施し、採用を決定します。

募集の詳細の内容につきましては、当協会ホームページの「**客員研究員募集のお知らせ**」**バナー**をクリックして、「全労済協会 2016年4月任用 客員研究員募集要項」をご覧ください。

ご応募をお待ちしております。

☆全労済協会ホームページ
<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

公募委託調査研究の報告概要 (2013 年度採用) <社会連帯への架け橋>

当協会に対して 2 件の研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。
なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

自立的就労支援策としての福祉と交通の政策リンケージ — アメリカ「福祉改革法」施行後 15 年の政策事例にもとづく日本への示唆 —

代表研究者：大月市立大月短期大学准教授 塙 武郎

報告概要

本研究の目的は、アメリカで 1997 年に施行された「福祉改革法」(Welfare Reform Act) から 15 年以上が経過したことに鑑み、翌 1998 年より開始された福祉受給者 (TANF 受給者) に代表される貧困層を対象とした通勤支援プログラム、“JARC” (Jobs Access and Reverse Commute) の現状と課題を分析し、わが国への示唆を提示することである。特に、中西部の大都市シカゴを事例にして、都心部に居住する貧困層が郊外に立地する工場等勤務先への通勤手段としている公共交通(電車・バス、大型バン等)を整備拡充する JARC「リバース通勤」プログラムを主たる分析対象とする。「リバース通勤」とは、所得水準の比較的高い人々が居住する郊外から都心に向かう動きとはまったく逆(リバース)の通勤パターン、すなわち都心から郊外に向かう貧困層の通勤パターンを意味する。

一方、1997 年の福祉改革は、貧困層の経済的な自立と就労を促し、福祉給付の期限を最大 5 年間で打ち切るという厳しい制限を設けた点に最大の特徴がある。また、貧困層が自立するための就労促進策の立案・運営の権限を州に委譲し、州単位での「分権」を基本とする福祉行政への大きな転換を図った点にもう一つの特徴がある。この改革の大きな流れは、州・地方政府・交通事業者・民間 NPO 等の各組織が十分に連携し、貧困層が「福祉から就労へ」の移行を実現しうる効果的な「リバース通勤」プログラムの実施を必要不可欠なものにしている。

シカゴの事例で、詳しく述べる。大都市圏シカゴで実施されてきた「リバース通勤」プログラムの典型例として、次の 4 つがあげられる。すなわち、① “Metra Sunrise Express” (2007 年開始)、② “Ways to Work” (2011 年開始)、③ “31st Street New

Bus Route” (2009 年開始)、④ “Pace CTA Skokie Swift Willow Road Connector” (2013 年開始) である。

上記の 4 プログラムのうち、最も典型的なものが、① Metra Sunrise Express である。このプログラムは、シカゴの都心と郊外を結ぶ通勤鉄道事業者 Metra が実施するプログラムである。都心を出発し、ミシガン湖に沿って北上する Union Pacific North 線において、早朝の時間帯の特急列車の運行サービスの増便を目的とする。同線は、シカゴ都心の Ogilvie Transportation Center-Chicago 駅を始発駅とし、2 時間ほどで到着する Kenosha 駅が終着駅である。この運行区間のうち、JARC 補助金を財源にして増便されたのは、早朝 5 時半に Ogilvie Transportation Center-Chicago 駅を出発し、Kenosha 駅手前の Waukegan 駅までの区間で運行される 1 便である。同プログラムの実施により都心に居住する福祉受給者等が早朝 Metra 特急列車に乗車し、Waukegan 駅周辺で早朝 7 時に始まる仕事に間に合う通勤手段が確保された。Waukegan 駅前には 2 年制 College of Lake County、Waukegan 公立図書館、Lake County 刑務所等の公共施設があり、雇用を提供している。その雇用の多くは公共施設での清掃や警備といった低スキルの低賃金単価労働であることは否めないが、多くの福祉受給者に雇用を提供するものである。開始年の 2007 年と 2008 年の 2 年間で同プログラムに投入された資金は合計 85.8 万ドルであり、これによって月平均 8,121 人の新たな乗車実績が生まれ出された。

本研究の結論は、次の 3 点に集約される。第 1 に、JARC「リバース通勤」プログラムの全般的な実績として、同プログラム利用者のうち、最貧層(年収

20000ドル以下)が利用者全体の7割を占めており、その比率は人口100万人以上の大都市圏から20万人未満のルーラル地域まで共通している。福祉改革法施行から15年以上が経過する今日において、貧困層の一定の人々が都市サイズに関係なく同プログラムに参加し、福祉改革の柱である貧困層の就労促進に資する重要な役割を担っている。第2に、人口規模が小さい都市ほど「30フィート未満」バスを中心に導入している。これは、ルーラル地域は財政力が弱く公共交通システムが脆弱である現状にかんがみ、財政負担の小さい「30フィート未満」バスを投入し、「リバース通勤」を実施するものである。実質的にJARC補助金が既存の公共交通システム増強の役割を担っていることを意味する。第3に、シカゴの事例のうち、Metraが実施する“Metra Sunrise Express”は、都市と郊外の人種融和策とも読める事例であり、象徴的である。プログラムが適用されているUnion Pacific North線は高所得者が多く居住するCook、Lakeの2つのカウンティに路線エリアが及んでおり、その富裕地域にあるWaukegan駅等に向かって貧困層が通勤するのを

支援するのが“Metra Sunrise Express”である。

我が国への示唆としては、次の2点に集約される。第1に、1997年福祉改革の政策理念にある個人の「自立」「自助努力」は、アメリカ社会の至上価値である「自由」を勝ち取る手段として位置づけられているという認識が重要である。元来アメリカ社会は、社会保障制度それ本来の支柱的理念である「社会的連帯」の機能は制約されており、それを前提に、福祉改革以後は労働市場への自発的アクセスを前提にした「競争的配列」が進む社会構造にある。ただし第2に、そのアメリカ社会でも、州や地方政府レベルで売上税(RTA売上税)を交通目的税として広く課税徴収し、これを公共交通の特定財源にあて、所得再分配を実施している点は示唆に富む。今日我が国では消費税率を10%に引き上げることが政治問題になっているが、「小さな政府」を標榜するアメリカにも、地方自治体レベルで消費課税をもって都市交通の維持を図るべきだとする考え方が存在している点は注目に値する。

公的扶助の機能評価 ～ 東日本大震災被災地での調査研究 ～

九州保健福祉大学社会福祉学部 助教 日田 剛

報告概要

1. 研究目的

わが国には生活保護をはじめとした公的扶助制度が整備されている。憲法25条に根拠を置いた生活保護法は国民の最低限度の生活を保障することを明記している。しかし、被災地での運用をめぐる問題は制度の脆弱性と欠陥を露呈した。東日本大震災下でも義援金や原発事故の仮払補償金が収入に認定されて、生活保護が停止、廃止された世帯があることが日本弁護士連合会の調査で明らかになった。

ただでさえ震災による未曾有の被害を被った被災者は平時の生活から乖離することになる。そのようなときにわが国の公的扶助は最低限度の生活を支え、自立を促進しているのだろうか。この疑問が今回の調査に向かう要因となった。公的扶助を概観し、

特に被災地での公的扶助のあり方を検証し報告する。

2. 研究内容

本研究は、以上のような問題意識の下にまとめられたものであり、その構成ないし議論の流れは次のようになっている。

本報告書は、まず公的扶助についての概念整理を試みる。わが国では生活保護が公的扶助そのものと捉えられており、公的扶助についての概念を論じた研究はほとんど見当たらない。そこで公的扶助に該当する制度が存在する諸外国にも視点を当て、その上で生活保護を含めた広義の公的扶助概念の論証を試みる。広義の公的扶助の概念から、どの制度が公的扶助に当てはまるかを抽出して、それらの制度の

具体的な機能を確認する。

また、公的扶助制度が被災地で実際にはどのようなように運用されてきたのかを過去の災害被害を含めて明らかにする。主に阪神・淡路大震災を取り上げ、東日本大震災時との比較を行い災害被害と貧困の関連性と影響を検証する。

そして津波の被害が最も大きかった宮城県石巻市の仮設住宅入居者に対して行った質問紙調査の結果を分析し考察を行う。以上の調査を踏まえて、東日本大震災被災地での公的扶助を評価するものである。

3. 公的扶助の定義

本稿では公的扶助の性質として、①申請主義、②要資力調査、③最低限度の生活保障、④公費負担、⑤救貧的、を挙げることにする。これらの性質から公的扶助を「国民の申請を受け実施する資力調査で、最低限度の生活水準以下と認定された場合に、最低限度の生活を保障するために租税を財源にした公費負担による、救貧的な現金及び現物給付」と定義する。

被災者への支援制度には公的扶助の性質に合致する特徴があることがわかった。本稿で採用した公的扶助の定義に完全に一致するとは言えないが、まったく異質な制度であるとも言えない。これらの支援制度を広義の公的扶助とした場合、東日本大震災の被災地でいかに機能したのかを検討する。

4. 宮城県石巻市の仮設住宅入居者への質問紙調査

本調査の対象は宮城県石巻市のA団地に入居する935世帯（2015年3月1日現在）である。宮城県は東日本大震災による津波の犠牲者が最も多く、中でも石巻市は2015年8月31日現在、直接死、関連死合わせて3,545人（宮城県 2015）であり、宮城県全体の犠牲者数のおよそ3割を占める。そのため仮設住宅も多く設置され、入居者数の規模も大きい。よって公的扶助の適応を受けた被災者も多いと推測して調査対象に選定した。宮城県福祉部生活再建支援課へ質問紙を送付し、生活再建支援課からA団地入居者へ配布した。質問紙に返信用封筒を同封し、郵送によって回収した。調査期間は2015年3月30日から4月24日までとした。回収できたのは145世帯分であり回収率15.5%であった。

現在の生活において、生活資金の不安が最も高く、

健康、体調、住宅の確保と最低限度の生活にとって必須項目の全てにおいて不安度が高く表れた。つまりこれらの項目が十分に満たされていない、生活再建ができていないと捉えることができる。今後の生活が「よくなる」と見通している世帯はわずかであり、回答世帯のほとんどが「変わらない」か、「悪くなる」と答えている。さらに金銭給付と今後の見通しに関連性は見られなかったことから、給付の有無が見通しに影響しているとは考えられない。生活再建の足がかりになるはずの各種金銭給付は、運用時の混乱と不十分な給付規模で、その役割を果たしているとは認めがたい。一時的な金銭給付と生活再建は結びついていないのである。そして仮設住宅の被災者は現状の厳しさと将来の不安を抱えながら生活していると推察することができる

5. まとめと考察

阪神・淡路大震災をきっかけに施行された被災者生活再建支援法は2度の改正を経て、東日本大震災でも適用された。2度目の改正で所得制限が廃止され、一定規模の被害を受けた場合に等しく定められた額が給付されるようになった。しかし、罹災証明書によって判定される被災規模が給付額に反映されるため、正確な被災状況を判定できない場合、不十分な給付になる危険性もある。また、災害弔慰金は生計維持者の死亡とそれ以外の被災者の死亡では給付される額が異なる。なおかつ夫婦共働き世帯が半ば当たり前の現代において、例えば夫を失った妻が年収103万円以上である場合、夫は主な生計維持者と認められず、給付は半減する制度設計に疑問が残る。義援金に関しても義援金配分委員会が決定する配分基準の根拠が不透明で公平性に欠くと指摘する受給者が存在している。

なにより、今回の調査でなんらかの金銭給付を受給している世帯の割合は高かったにもかかわらず、満足度に反映されず、生活の不安度は依然高く、そして今後の見通しも暗いことがわかった。よって仮設住宅の被災者が生活再建に向かうことができているとは感じられない。被災者支援制度は、公的扶助の性質を持ち合わせてはいる。一方で経済的にも厳しい状況である仮設住宅入居世帯といった特定層に対しては、不十分な側面があると結論付けられる。

研究報告誌を刊行しました

本誌 vol.99 でご紹介しました公募委託調査研究「東日本大震災以降の子育てネットワークの形成過程 — 子育ての『現在』を問い直す—」の研究報告誌を刊行しました。

同報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「公募研究シリーズ」ページからお申し込みください。

●公募研究シリーズ④③

「東日本大震災以降の子育てネットワークの形成過程

— 子育ての『現在』を問い直す—

(熊本大学教育学部 講師 増田 仁)

新刊



当協会では、「勤労者生活実態調査アンケート」として、2012年に共済・保険に関する意識調査を実施し、これを報告書に取りまとめました。このたび、これに続く調査として2014年9月に調査を実施し、その内容を「共済・保険に関する意識調査結果報告書<2014年版>」として取りまとめました。

給与所得世帯の生活保障の全国実態調査として、生命系・損害系の両方の共済・保険に関して総合的な調査を実施しており、共済事業団体及び労働組合での福祉活動に携わっている関係者や研究者など、多くの皆さまの活動にお役立ていただける内容になっています。

同報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの

「シンクタンク事業 — 報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の

「課題別研究報告誌」ページからお申し込みください。

新刊



●調査分析シリーズ④

「共済・保険に関する意識調査結果報告書」

2015年度の国際連帯活動として 中東・アフリカ北部からの訪問団を受け入れました

当協会では、2015年度の国際連帯活動の一環として、公益財団法人 国際労働財団(JILAF)の実施する「若手労働組合指導者招聘事業」への活動支援を行っています。今年度、①ミャンマー・カンボジア、②ラオス・ベトナム、③アフリカ英語圏の3つの招聘チームの受け入れを実施してきており、最後の取り組みとして中東・アフリカ北部チームを受け入れ、「相互扶助制度の検討に向けて」と題した全労済の事例を用いた日本の労働者共済の歴史と現状について講義しました。

日時・場所：2015年12月11日(金) 10:00～12:30 当協会会議室

対象：中東・アフリカ北部チーム11名

研修内容：相互扶助制度の検討に向けて



雪害に対する備えは万全ですか??

< 雪害時の対応について >

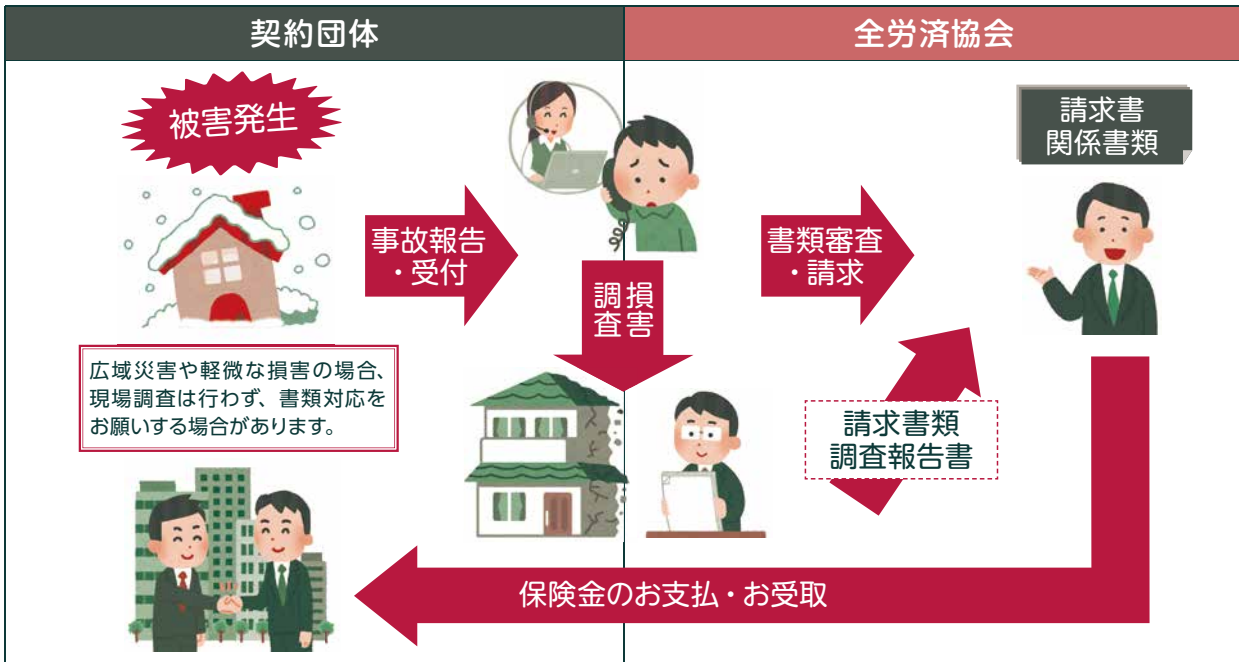
ここ数年、雪害による被災が多数発生しており、当協会としても保険金のお支払いを含めた災害対応を行ってまいりました。

今年は暖冬とも言われていますが、そのような時に降る雪は、寒い時に降る雪に比べ水分を多く含み、重みもあることから思わぬ事故を引き起こす場合があります。

今号では雪害時のご請求までの流れと、契約団体様でご対応いただくことについてご紹介します。

本来は被害を被らないことが一番ではありますが、万一の場合を考えて備えを万全にさせていただくとともに、もしも被災に遭われた場合は下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

<被災時から保険金請求・受け取りの流れ>



相互扶助事業（認可特定保険業）商品の紹介

団体向け保険商品 3 商品のご紹介

当協会では、相互扶助事業として団体向け保険商品（以下 3 商品）を取り扱っています。

各団体の保険加入状況等を再度確認いただき、当協会制度での保険料試算（見積もり）等、お気軽にお問い合わせください。

【法人自動車共済保険】



団体が所有する自動車が一事故を起こし、賠償責任を負うことになった場合の保障制度です。

【法人火災共済保険】



団体が所有する建物・動産が火災等の被害を受けた場合にその損害をカバーする保障制度です。

【自治体提携慶弔共済保険】



全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために勤労者福祉サービスセンター等が行っている給付事業をサポートするための制度です。

第150回理事会（書面）・第49回臨時評議員会（書面）報告

(1) 第150回理事会（書面開催）

第150回理事会について、次の議案に関する提案書を発し、理事の全員から書面にて同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得て、2015年12月17日に決議されました。

【協議事項】

- 第1号議案 役員等の辞任に伴う補欠後任候補者（理事6名・監事1名・評議員2名）の選出に関する件
- 第2号議案 臨時評議員会（第49回）への議案上程に関する件

(2) 第49回臨時評議員会（書面開催）

第49回臨時評議員会について、次の議案に関する提案書を発し、評議員の全員から書面にて同意の意思表示を得て、2016年1月6日に決議されました。また、この決議を受けて、次の方々があらたに理事、監事、評議員として選任されました。

【協議事項】

- 第1号議案 役員等の辞任に伴う補欠後任者（理事6名・監事1名・評議員2名）の選任に関する件

	（氏名）	（団体名）	（役職）
【理事】	逢見 直人 氏	連合	事務局長
	川本 淳 氏	自治労	中央執行委員長
	宮本 礼一 氏	JAM	会長
	内田 厚 氏	電力総連	会長代理
	花井 圭子 氏	労働者福祉中央協議会	事務局長
	塩田 正行 氏	(公財) 国際労働財団	事務長
【監事】	寺田 弘 氏	連合	総合総務財政局総合局長
【評議員】	神津 里季生 氏	連合	会長
	加藤 友康 氏	日本再共済連	理事長

全労済協会「Monthly Note (全労済協会だより)」メールマガジンのご案内

本誌「Monthly Note」につきましては、ホームページ上でも閲覧が可能です。過去のバックナンバーも掲載しております。なお、購読を希望される方、またはホームページ掲載時のご案内メール（メールマガジンの配信）を登録される方は下記記載のアドレスからお申し込みください。

● メールマガジンの配信、または直接郵送にて送付をご希望の方のお申し込み方法について

- (1) 当協会のホームページにログインし、バナー画面から登録ページを開いてください。
URL : <http://zenrosaikyokai.or.jp/>
- (2) 団体名、送信先ご担当者名などの必要な情報をご登録ください。
- (3) 情報の登録ができ次第、ホームページに最新号が掲載（毎月10日頃）された際にメールでのご連絡をさせていただきます。
※ 配信/送付に関する費用は、当協会が負担いたします。

ご不明な点は全労済協会経営管理課 電話 03 - 5333 - 5126（代表）までお問合せ願います。

①の「登録はこちらから▶」をクリックし、②のMonthly Noteの郵送/最新号お知らせの申し込み画面にて必要事項をご記入いただき送信下さい

自然災害被災者支援促進連絡会・幹事会 開催報告

2015年度の連絡会、幹事会を開催しました。幹事会では、自然災害議連（ワーキングチーム活動報告）の活動について報告をし、連絡会役員の確認と団体報告をいただき意見交換をしました。

1. 自然災害被災者支援促進連絡会・幹事会

- 開催日時：2015年12月18日(金) 11時～12時
- 開催場所：衆議院第二議員会館第9会議室
- 参加者：各団体幹事および担当者
- 議題：①自然災害議連（ワーキングチーム活動報告）
②自然災害被災者支援促進連絡会について
③自然災害被災者支援促進連絡会の役員確認について
④各団体報告

自然災害から国民を守る国会議員の会 総会報告

自然災害から国民を守る国会議員の会の総会が開催されました。

総会は、第1回・第2回のワーキングチーム活動について経過報告がされ、各課題について行政の担当者より、最新の状況報告と説明をいただき活発な意見交換となりました。

1. 自然災害から国民を守る国会議員の会 総会

- 開催日時：平成28年1月19日(火) 16時～17時
- 開催場所：衆議院第二議員会館 第6会議室
- 参加者：国会議員13名、議員代理15名、関係団体等18名、合計46名
- 議題：①ワーキングチーム活動報告
②その他



全労済協会からのお知らせ

●全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
2016年2月15日(月)	全労済協会 仮決算監査	
2016年2月23日(火)	全労済協会 第151回理事会	2016年度 事業計画(素案)他

Monthly Note (全労済協会だより) vol.109 2016年2月

発行：**全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

発行人：高木剛 編集責任者：安久津正幸